

岐阜市長 柴 橋 正 直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池 田 紀 子

電子計算機の結合について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）第9条第1項第2号の規定に基づき、令和元年12月18日付け岐阜市行情第25号で依頼のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 事案の概要

本市では、株式会社アイネス中部支社（以下「アイネス」という。）が構築した福祉総合システム（以下「システム」という。）を利用し、福祉に関する事業、子どもに関する事業及び健康に関する事業の事務処理を行っている。

今般、システムの再構築に当たり、システムで利用する個人情報の保管先を本市が保有するサーバ機器からアイネスが保有するサーバ機器に変更することとし、本市とアイネスとの間で通信回線により電子計算機の結合（以下「本件電子計算機の結合」という。）を行う予定である。

については、条例第9条第1項第2号の規定により、本件電子計算機の結合に関し諮問するものである。

2 電子計算機の結合により利用される保有個人情報

ア 福祉に関する事業、子どもに関する事業及び健康に関する事業に係る申請、
受給状況の管理のため保有する個人情報（受給申請日、決定日、有効期間、資格区分、申請者、保護者、扶養義務者、連絡先、口座等）

イ 住民基本台帳情報

ウ 介護保険情報

エ 国民年金情報

オ 所得課税情報

カ 個人番号及び団体内統合宛名番号

（イからカまでの個人情報は、事業の事務処理において利用するため、他システムと連携することによりシステムに保有するもの）

3 意見

適当なものとする。ただし、情報漏えい等の発生時における市及び事業者の対策、サーバ機器の変更により軽減される市の費用負担及び職員の業務負担、システムのクラウド化に係る総務省からの指示の内容について、後日、当審議会に報告されたい。なお、情報漏えい等の発生時の対応については、報告のいかんにかかわらず、事前に慎重に準備されたい。